

収容空間情報等の開示に係る秘密保持の取扱い

（基本的留意事項）

第 1 条 開示元事業者および要望事業者は、業務の遂行に際し、個人情報保護法、不正競争防止法等の情報保護に関する諸法令（関連する官公庁のガイドラインを含む。）の遵守に留意するものとする。

（用語の定義）

第 2 条 本秘密保持の取扱いにおける用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 「業務」とは、開示元事業者および要望事業者で行われる情報の提供を伴う行為（交渉、協議、依頼等を含む。）の一切をいう。
- ② 「業務情報」とは、業務に関して収容空間等の貸与の有無を問わず一方の当事者（以下、「情報受領者」という。）が他方の当事者（以下、「情報開示者」という。）から提供を受けた情報および貸与を受けた関係資料ならびに業務遂行の結果（過程を含む。）取得した情報をいい、口頭、文書、図面、電子データ、磁気データその他一切の形式によるものを含む。
- ③ 「関係者」とは、業務の遂行上秘密情報を必要とする情報受領者の役員、従業員（派遣社員を含む。）および業務の受託者または受託者となりうる取引先をいう。
- ④ 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- ⑤ 「特定個人情報」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 8 項に定義された情報をいう。）とは、「個人番号」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に定義され、同法第 7 条により個人に指定および通知される番号をいう。）をその内容に含む個人情報をいう。
- ⑥ 「非公開情報」とは、託送供給等業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの（電気事業法施行規則第三十三の四）をいい、「適正な電力取引についての指針」（公正取引委員会・経済産業省）に例示されるもの等をいう。）
- ⑦ 「特定関係事業者」とは、一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気・発電・特定卸供給事業者等をいう。

（秘密情報の定義）

第 3 条 本秘密保持の取扱いにおける「秘密情報」とは、要望事業者の依頼に基づき開示元事業者が提供する収容空間等に係る情報のほか、業務情報のうち「秘密」である趣旨が明示された情報をいい、口頭、文書、図面、電子データ、磁気データその他一切の形式によるものを含む。

- 2 前項に定める「秘密」である趣旨の明示は、「秘」、「取扱注意」、「社外秘」等を明記することにより行うものとする。ただし、明記できない場合は、口頭により行うものとする。
- 3 第 1 項および次項の規定にかかわらず、個人情報、特定個人情報、情報開示者の顧客情報（法人に関する情報を含む。）および非公開情報は秘密情報に該当するものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず以下の各号に該当することを情報受領者が証明した場合は、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - ① 提供、貸与あるいは収集の時点ですでに公知のもの、または開示後情報受領者の責によらずして公知となったもの。
 - ② 情報開示者が提供、貸与を行った時点ですでに情報受領者が保有していたもの。
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ④ 情報開示者が提供、貸与を行った情報とは無関係に情報受領者が独自に開発したもの。

（目的外取扱いの禁止）

第 4 条 情報受領者は、前条に定める秘密情報を業務遂行のためのみに取り扱うものとする。

（非公開情報の特定関係事業者への提供の禁止）

第 5 条 前条にかかわらず、要望事業者は、非公開情報を特定関係事業者へ提供してはならない。

- 2 要望元事業者は、開示元事業者および特定関係事業者の双方から業務を受注する場合は、次条で定める秘

密情報の適切な管理を行うために必要な措置に加え、非公開情報の特定関係事業者への提供を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

- 第6条** 情報受領者は、秘密情報を関係者が必要とする項目についてのみ関係者に開示できるものとする。秘密情報を関係者以外の第三者に開示する場合は、情報開示者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- 2 情報受領者は、開示を受けた自己の役員および従業員（派遣社員を含む。）に、その在職中、退職後を問わず秘密情報を保持させるため、秘密情報の開示に先立って、秘密情報取扱規程の作成、研修実施、秘密保持誓約書の徴収等、秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 情報受領者は、業務遂行に無関係の者が秘密情報を入手することがないように執務室への入退室管理、媒体の施錠保管、データファイルへのパスワードの設定・暗号化等、秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じるものとする。
 - 4 情報受領者は複写機による複写、電磁的記録媒体による複製等の方式を問わず、業務遂行上必要な範囲を超えて秘密情報の複写複製を行ってはならない。
 - 5 情報受領者は、第3項で定める秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じた場合のみ、業務の遂行上必要な場所に限り資料等を持ち出すことができることとする。
 - 6 情報受領者は、第1項により、関係者である業務の受託者または受託者となりうる取引先に秘密情報を開示した場合は、当該関係者に対して、本秘密保持の取扱いに定める情報受領者の義務と同等の義務を負わせるものとする。当該関係者の故意または過失により情報開示者に損害が発生した場合は、情報受領者はその一切の責を負うものとする。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、情報受領者は、秘密情報を弁護士、公認会計士および税理士（以下、「弁護士等」という。）に開示できるものとする。

(秘密情報の保全)

- 第7条** 情報受領者は、本秘密保持の取扱いに定める事項が自己の組織内において継続的に遵守されるよう、秘密情報の保全対策について適宜検証・是正を行う。
- 2 業務遂行に関し、情報受領者は、情報開示者の請求があった場合は、情報管理責任者を定め書面により通知するものとする。情報管理責任者は、情報受領者が取得した秘密情報を責任を持って管理し、本秘密保持の取扱いを関係者に遵守させなければならない。

(法令等に基づく開示請求)

- 第8条** 情報受領者は、秘密情報について第三者より法令等に基づいて開示請求を受け、これに基づき開示義務を負う場合は、速やかに情報開示者と協議のうえ、対応を決するものとする。但し、官公庁より法令等に基づいて開示請求を受け、これに基づき開示義務を負う場合は、情報開示者との協議なく、開示義務を負う秘密情報に限り開示することができる。

(知的財産権)

- 第9条** 情報開示者から情報受領者への秘密情報の提供は、著作権、特許権等何ら知的財産権の移転・使用許諾を伴うものではない。

(個人所有パソコン等での業務情報の取扱い禁止)

- 第10条** 情報受領者は、自己の役員および従業員（派遣社員を含む。）が個人的に所有するパソコン等、情報受領者が業務情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じていないパソコン等において業務情報を一切取り扱わせてはならない。
- 2 情報受領者は、第三者に業務情報を開示した場合は、当該第三者の役員および従業員（派遣社員を含む。）が個人的に所有するパソコン等、当該第三者が業務情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じていないパソコン等において業務情報を一切取り扱わせてはならない。

(監査)

- 第11条** 開示元事業者は、要望事業者における業務遂行に伴う秘密情報の管理状況を監査するため、必要に応じて受注者に対して書面による報告を求め、または、監査員を派遣することができるものとし、要望事業者は関連書類の提出等これに協力するものとする。

- 2 要望事業者が、第 6 条第 1 項により関係者である業務の受託者または受託者となりうる取引先に秘密情報を開示した場合は、開示元事業者は、当該関係者における管理状況を監査するため、必要に応じて当該関係者に対して監査員を派遣できるものとし、要望事業者はそのために必要な措置を当該関係者との間で実施するものとする。

（事故発生時の報告義務）

第12条 漏洩、改竄、紛失、滅失等、秘密情報に関する事故が発生した場合は、情報受領者は直ちに情報開示者に書面により報告し、情報開示者の事情聴取に応じるものとする。

（損害の回復）

- 第13条** 自己に責のないことを情報受領者が証明した場合を除き、情報受領者が本秘密保持の取扱いの規定に違反したために情報開示者に損害が発生した場合は、情報受領者は情報開示者に対して賠償金を支払うとともに、原因究明・損害回復に必要な措置をとり、経過を書面にて速やかに情報開示者に報告しなければならない。
- 2 情報受領者が第 10 条各項の定め違反したために情報開示者に損害が発生した場合は、前項に規定の証明の有無にかかわらず、情報受領者は情報開示者に発生した損害を賠償しなければならない。
 - 3 開示元事業者および要望事業者は、本秘密保持の取扱いの規定に違反し、相手方に損害または損失を与えた場合、違反当事者は、相手方に対し、当該違反により生じた損害または損失を全て賠償するものとする。

（返還義務）

第14条 業務遂行の途中および業務終了後において、情報開示者から返還請求があった場合は、事由のいかんを問わず情報受領者は情報開示者から入手した一切の有形な秘密情報（電子データ、磁気データおよび秘密情報の複製物を含む。）を直ちに引き渡さなければならない。

（保管と廃棄）

- 第15条** 情報受領者が入手した有形的な秘密情報（電子データ、磁気データおよび秘密情報の複製物を含む。）は、情報受領者が保管期間を定め、漏洩、改竄、紛失、滅失等、情報開示者の秘密情報に関する事故が発生しないよう、適切に保管するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、情報受領者の定めた保管期間終了までに、情報開示者が書面で保管期間を指定した場合は、これを保管期間とする。ただし、情報受領者が情報開示者の指定した保管期間に異議を申し出、かつ、情報開示者がこれを承諾した場合は、両者協議で保管期間を決定できるものとする。
 - 3 情報受領者は保管期間終了後、情報受領者が入手した有形的な秘密情報（複製物を含む。）を、自己の負担と責任において、裁断、焼却、電磁的記録媒体の物理的破壊または電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行う。

（有効期間）

第16条 秘密保持の取扱いの規定は、業務終了から 5 年後に失効する。ただし、開示元事業者の収容空間等に係る設備情報については、当該設備が存続する限り、並びに個人情報保護法その他の法令上、秘密保持義務を負うべき秘密情報については、当該法令上の秘密保持義務が存続する限り、本秘密保持の取扱いの規定は、なお効力を有する。